

平成21年11月5日
経済産業省
原子力安全・保安院

低レベル放射性廃棄物輸送容器上蓋固定ボルトの締め付け不足に係る 再発防止策の実施状況確認のための立入検査等について

原子力安全・保安院は、低レベル放射性廃棄物輸送容器上蓋固定ボルトの締め付け不足に係る再発防止策の実施状況について、東北電力(株)女川原子力発電所固体廃棄物貯蔵所において、10月21日、立入検査を実施するとともに、東北電力(株)により作成された作業記録の確認を行い、再発防止策が適切に実施されていることを確認しました。

当院は、平成21年2月26日、東北電力(株)からの報告で、同社女川原子力発電所から日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬入された低レベル放射性廃棄物の輸送において、輸送物を作成する作業が適切に行われなかったこと等に対し、法令に定められた技術基準を満足していないと判断されることから厳重注意するとともに、再発防止策の実施状況について、さらに報告を求める文書を同社に対し発出しました。(2月26日報道発表済み)

3月12日、東北電力(株)から再発防止策の実施状況について報告があり、10月21日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条に基づく立入検査を実施するとともに、東北電力(株)により作成された作業記録の確認を行い、再発防止策が適切に実施されていることを確認するとともに、本日、立入検査の結果について、原子力安全委員会へ報告しました(別添)。

(本発表資料のお問い合わせ先)
経済産業省原子力安全・保安院
核燃料管理規制課
担当者：大上、熊谷 TEL:03-3580-6158

(別添)

低レベル放射性廃棄物輸送容器上蓋固定ボルトの締め付け不足に係る
再発防止策の実施状況確認のための立入検査について

1. 概要

東北電力(株)から、3月12日、低レベル放射性廃棄物輸送容器(以下「LLW輸送容器」という。)上蓋固定ボルトの締め付け不足に係る再発防止策の実施状況について報告があり、以下のとおり再発防止策の実施状況の確認のため立入検査を実施した。

(1) 検査対象

東北電力株式会社女川原子力発電所固体廃棄物貯蔵所における低レベル廃棄物搬出自主検査作業

(2) 検査実施日

平成21年10月21日

(3) 検査実施場所

女川原子力発電所固体廃棄物貯蔵所

(4) 検査実施職員

原子力安全・保安院核燃料管理規制課 大上 圭、熊谷 和宣

(5) 根拠法令

原子炉等規制法第68条の規定に基づく立入検査

2. 立入検査結果

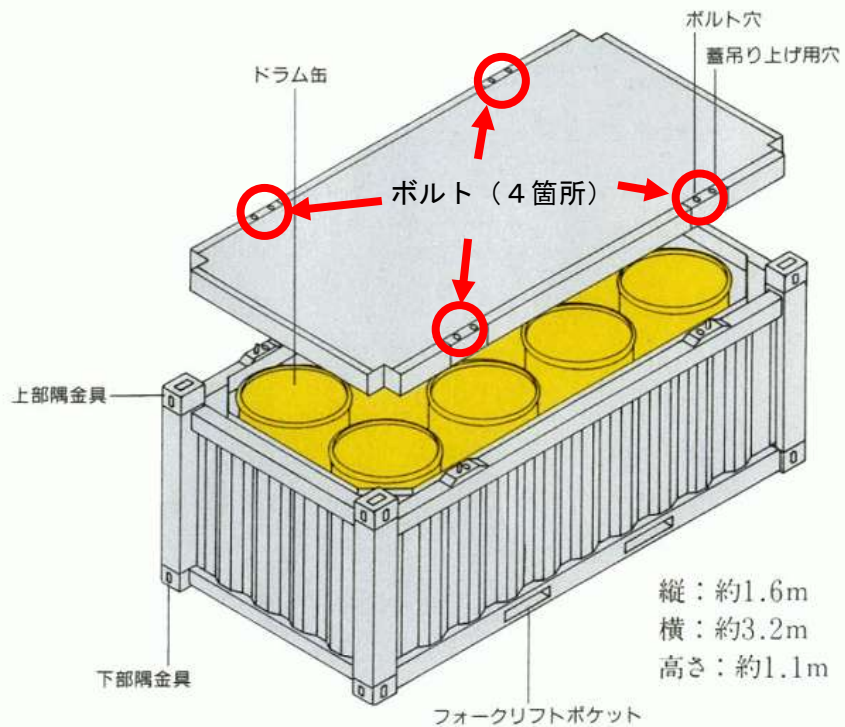
2月26日に報告された再発防止策について、実施状況が適切であることを確認した。

- (1) LLW輸送容器の仕立て作業が改善された作業手順に基づき行われていること。
- (2) LLW輸送容器確認記録、作業進捗状況確認表等が適正に作成されていること。
- (3) 教育記録等により必要な教育が行われていること。
- (4) 東北電力(株)社員及び元請け会社等による対話の実施が行われていること。

(通常の輸送容器の状態)



(当該輸送容器の状態)



縦 : 約 1.6 m
 横 : 約 3.2 m
 高さ : 約 1.1 m
 主要材質 : 炭素鋼
 空重量 : 約 1 トン